

## 高年齢雇用継続給付を受給中にご本人が死亡した場合の手続きについて

高年齢雇用継続給付を受給していた被保険者が死亡した場合、死亡した日の翌日の属する月の前月分まで、生計を同じくしていた遺族（以下、請求者）が支給申請をすることができます。

・請求者は①②ともに条件を満たす方です。

①配偶者（事実婚含む）・子（養子を含む）・父母・孫・祖父母又は兄弟姉妹

②死亡当時生計を同じくしていた方

※請求者の順位は上記の順序です。

※遺産相続人でも別生計の場合は対象外です。

### ◎提出書類

1. 未支給失業等給付請求書

2. 下記の①～③を確認できる書類（写しでも可）

① 死亡日 例）死亡診断書・住民票・戸籍謄（抄）本

② 被保険者との続柄 例）住民票・戸籍謄（抄）本

③ 同一生計であったこと

同居の場合・・・住民票（死亡当時の本人と請求者両者の確認が必要です。）

別居の場合・・・送金を受けていたことを証明する通帳や現金書留の封書等

3. 払渡希望金融機関変更届（請求者本人名義の口座）

4. 通帳またはキャッシュカード（口座名義人・金融機関名・支店・口座番号が確認できるページ）

5. 支給申請書

※死亡日が月の途中の場合は前月分まで、月の末日の場合は死亡した月分まで申請できます。

※賃金台帳・出勤簿のコピー添付。

※申請者欄は亡くなった被保険者本人の氏名を記入。

### ◎提出期限

死亡した日の翌日から6か月以内。

※申請から2週間程度で請求者へお振込みします。

〒108-0014

東京都港区芝 5-35-3

ハローワーク品川

雇用継続課

TEL：03-5418-7308

未支給失業等給付請求書

1.死亡した者	氏名	支給番号			
		被保険者番号			
	死亡の当時の住所又は居所				
	死亡年月日	令和	年	月	日
2.請求者	氏名(カナ)				
	氏名				
	個人番号				
	生年月日	昭和 平成	年	月	日
		令和			
	住所又は居所				
	死亡した者との関係				
3.請求する失業等給付等の種類	基本手当・技能習得手当・寄宿手当・傷病手当・高齢求職者給付金・特例一時金・日雇労働求職者給付金・就業手当・再就職手当・就業促進定着手当・常用就職支度手当・移転費・求職活動支援費・教育訓練給付金・教育訓練支援給付金・高齢雇用継続基本給付金・高齢再就職給付金・介護休業給付金・育児休業給付金・出生時育児休業給付金				
上記により未支給の失業等給付又は育児休業給付の支給を請求します。					
令和 年 月 日					
公共職業安定所長 地方運輸局長 殿 請求者氏名					
※公共職業安定所又は地方運輸局記載欄					
所屬長		次長		課長	
				係長	
					係

注意

- この請求書は、受給資格者、高齢受給資格者、特例受給資格者、日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者、教育訓練給付金若しくは教育訓練支援給付金の支給を受けることができる者若しくは雇用継続給付の支給を受けることができる者又は育児休業給付の支給を受けることができる者(以下「受給資格者等」という。)が死亡した日の翌日から起算して6か月以内に、原則として死亡した受給資格者等の死亡の当時の住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局長(ただし、教育訓練給付金、教育訓練支援給付金、高齢雇用継続基本給付金、高齢再就職給付金、介護休業給付金、育児休業給付金、出生時育児休業給付金は公共職業安定所の長に限る。)に提出すること。
- 2の個人番号欄には請求者の個人番号を記載してください。
- 2の生年月日欄については、該当する年号を○で囲むこと。
- 3欄については、請求しようとする失業等給付等を○で囲むこと。
- この請求書には、受給資格者証、高齢受給資格者証、特例受給資格者証又は被保険者手帳のほか次の書類を添えること。ただし、(4)から(19)までの書類については、死亡した受給資格者等が既に提出している場合は、添える必要がないこと。
  - 死亡の事実及び死亡の年月日を証明できる書類……死亡診断書等
  - 請求者と死亡した受給資格者等との続柄を証明することができる書類……戸籍謄本等
  - 請求者が死亡した受給資格者等と生計を同じくしていたことを証明することができる書類……住民票の謄本等
  - 基本手当、高齢求職者給付金又は特例一時金を請求するとき……失業認定申告書
  - 技能習得手当又は寄宿手当を請求するとき……公共職業訓練等受講証明書
  - 傷病手当を請求するとき……傷病手当支給申請書
  - 就業手当を請求するとき……就業手当支給申請書
  - 再就職手当を請求するとき……再就職手当支給申請書
  - 就業促進定着手当を請求するとき……就業促進定着手当支給申請書
  - 常用就職支度手当を請求するとき……常用就職支度手当支給申請書
  - 移転費を請求するとき……移転費支給申請書
  - 求職活動支援費を請求するとき……求職活動支援費支給申請書
  - 教育訓練給付金を請求するとき……教育訓練給付金支給申請書、教育訓練給付金(第101条の2の7第2号関係)支給申請書又は、教育訓練給付金(第101条の2の7第3号関係)支給申請書
  - 教育訓練支援給付金を請求するとき……教育訓練支援給付金受講証明書
  - 高齢雇用継続基本給付金、高齢再就職給付金を請求するとき……高齢雇用継続基本給付支給申請書
  - 介護休業給付金を請求するとき……介護休業給付金支給申請書
  - 育児休業給付金を請求するとき……育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書又は育児休業給付金支給申請書
  - 出生時育児休業給付金を請求するとき……育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金支給申請書
  - その他必要な書類
- 請求者氏名を記載すること。
- ※印欄には、記載しないこと。



**注 意**

- 1 指定の届出をするときは、「変更」の文字を抹消し、変更の届出をするときは、「指定」の文字を抹消すること。
- 2 1欄及び3欄の「フリガナ」は、カタカナで正確に記載すること。
- 3 3欄には、失業等給付の払渡しを希望する金融機関（ゆうちょ銀行を含む。）の名称及び店舗名（ゆうちょ銀行の場合は名称のみ）をはっきり記載すること。
- 4 4欄又は5欄には、**あなたの本人名義**の通帳の記号（口座）番号を間違いのないよう記載すること。
- 5 この届の提出と同時にあなたの本人名義の通帳、キャッシュカードその他の払渡希望金融機関の口座情報を確認できるものを提出すること（公金受取口座の利用を希望するときは不要）。
- 6 公金受取口座の利用を希望するときは、あらかじめ、下記の手続を完了していること。
  - ・マイナポータルにおいて、公金受取口座を登録していること。
  - ・公共職業安定所長に個人番号を届け出ていること。
- 7 マイナポータルに登録されている公金受取口座を変更した場合、速やかに「払渡希望金融機関変更届」を安定所に提出すること。（安定所に登録された口座は自動的に変更されず、変更の都度、安定所に申出が必要。）
- 8 ※印欄には、記載しないこと。